

第 25 号 議 案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～14 略						1～14 略					
14の2	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の延べ面積に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料		1件	27,000円						
15及び15の2 略						15及び15の2 略					
15の1	建築基準法第	建築物の建蔽		1件	33,000円	15の1	建築基準法第	建築物の建蔽		1件	33,000円

3	53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の特例の許可の申請に対する審査	率に関する特例許可申請手数料			
---	---	----------------	--	--	--

16～18 略

18の2	建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料		1件	160,000円
------	--	------------------	--	----	----------

19	建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		1件	160,000円
----	--	-----------------------------	--	----	----------

20及び21 略

	53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	率に関する特例許可申請手数料			
--	---	----------------	--	--	--

16～18 略

19	建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料		1件	160,000円
----	---	----------------	--	----	----------

20及び21 略

21 の	建築基準法第	高度地区にお		1 件	160,000円
2	58条第2項の	ける建築物の			
	規定に基づく	高さの特例許			
	建築物の高さ	可申請手数料			
	に関する特例				
	の許可に対す				
	る審査				

22～24の3 略

24 の	建築基準法第	特定防災街区		1 件	160,000円
4	67条第3項第	整備地区内に			
	2号の規定に	おける建築物			
	基づく建築物	の敷地面積、			
	の敷地面積、	壁面の位置又			
	同条第5項第	は間口率及び			
	2号の規定に	高さに関する			
	基づく建築物	制限の適用除			
	の壁面の位置	外に係る許可			
	又は同条第9	申請手数料			
	項第2号の規				
	定に基づく建				
	築物の間口率				
	及び高さに関				
	する制限の適				
	用除外に係る				
	許可の申請に				
	対する審査				

22～24の3 略

24 の	建築基準法第	特定防災街区		1 件	160,000円
4	67条の3第3	整備地区内に			
	項第2号の規	おける建築物			
	定に基づく建	の敷地面積、			
	築物の敷地面	壁面の位置又			
	積、同条第5	は間口率及び			
	項第2号の規	高さに関する			
	定に基づく建	制限の適用除			
	築物の壁面の	外に係る許可			
	位置又は同条	申請手数料			
	第9項第2号				
	の規定に基づ				
	く建築物の間				
	口率及び高さ				
	に関する制限				
	の適用除外に				
	係る許可の申				
	請に対する審				

25～32の2 略				
33	建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内において建築等をする1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料	1件	建築物の数が1又は2である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては7万8,000円に2を超える建築物の数の2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
34	建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和	既存建築物を前提とした総合的見地からした設計による建築物の特例認定申請手	1件	建築物（建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）

査 25～32の2 略				
33	建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	1件	建築物の数が1又は2である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては7万8,000円に2を超える建築物の数の2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
34	建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和	既存建築物と前提とした総合的見地からした設計による建築物の特例認定申請手	1件	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数の

	和に係る特例 の認定の申請 に対する審査	数料		の数が1で ある場合に あっては 7万8,000 円、建築物 の数が2以 上である場 合にあって は7万 8,000円に 1を超える 建築物の 数に2万 8,000円を 乗じて得た 額を加算し た額		和に係る特例 の認定の申請 に対する審査	数料		が1である 場合にあって は7万 8,000円、 建築物の数 が2以上で ある場合に あっては 7万8,000 円に1を超 える建築物 の数に2万 8,000円を 乗じて得た 額を加算し た額
34の 2	建築基準法第 86条第3項の 規定に基づく 一の敷地とみ なす一団地の 建築物の各部 分の高さ又は 容積率に關す る制限の適用	敷地内に広い 空地を有する 一の敷地とみ なす一団地内 において建築 等をする1又 は2以上の建 築物の各部分 の高さ又は容	1件	建築物の数が1又は2 である場合に あっては、22万 円、建築物 の数が3以 上である場 合にあって	34の 2	建築基準法第 86条第3項の 規定に基づく 一の敷地とみ なす一団地の 建築物の各部 分の高さ又は 容積率に關す る制限の適用	敷地内に広い 空地を有する 一の敷地とみ なす一団地に 建築される1 又は2以上の 構えを成す建 築物の各部分 の高さ又は容	1件	建築物の数が1又は2 である場合に あっては、22万 円、建築物 の数が3以 上である場 合にあって

	除外に係る許可の申請に対する審査	積率の特例許可申請手数料			は、22万円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額				は、22万円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額	
34の3	建築基準法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなす一団地の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的見地からした設計による建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料		1件	建築物（ <u>建築等をするものに限る。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては、22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては、22万円に1を超える建築物の数に				1件	建築物（ <u>既存建築物を除く。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては、22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては、22万円に1を超える建築物の数に
					2万8,000円を乗じて					2万8,000円を乗じて

					円を乗じて 得た額を加 算した額					得た額を加 算した額	
35	建築基準法第 86条の2第1 項の規定に基 づく一敷地内 認定建築物以 外の建築物の 新築又は一敷 地内認定建築 物の増築等の 認定の申請に 対する審査	一敷地内認定 建築物以外の 建築物の新築 又は一敷地内 認定建築物の 増築等の認定 申請手数料		1件	建築物（一 敷地内認定 建築物以外 の新築及び 一敷地内認 定建築物の 増築等をす るものに限 る。以下こ の項におい て同じ。） の数が1 である場合 にあつては 7万8,000 円、建築物 の数が2以 上である場 合にあつ ては7万 8,000円に 1を超える 建築物の	35	建築基準法第 86条の2第1 項の規定に基 づく一敷地内 認定建築物以 外の建築物の 建築の認定の 申請に対する 審査	一敷地内認定 建築物以外の 建築物の建築 認定申請手数 料		1件	建築物（一 敷地内認定 建築物を除 く。以下こ の項におい て同じ。） の数が1で ある場合 にあつては 7万8,000 円、建築物 の数が2以 上である場 合にあつ ては7万 8,000円に 1を超える 建築物の 数に2万 8,000円を 乗じて得た 額を加算し た額

					数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額						
35の2	建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料		1件	建築物（一敷地内認定建築物以外の新築及び一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては、22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては、22万円に1を超える建	35の2	建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料	一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料		1件	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては、22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては、22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

					建築物の数に 2万8,000 円を乗じて 得た額を加 算した額						
35の 3	建築基準法第 86条の2第3 項の規定に基 づく一敷地内 許可建築物以 外の建築物の 新築又は一敷 地内許可建築 物の増築等の 許可の申請に 対する審査	一敷地内許可 建築物以外の 建築物の新築 又は一敷地内 許可建築物の 増築等の特例 許可申請手 料		1件	建築物（一 敷地内許可 建築物以外 の新築及び 一敷地内許 可建築物の 増築等をす るものに限 る。以下こ の項におい て同じ。） の数が1で ある場合に あつては、 22万円、建 築物の数 が2以上で ある場合に あつては、 22万円に1 を超える建	35の 3	建築基準法第 86条の2第3 項の規定に基 づく一敷地内 許可建築物以 外の建築物の 建築の許可の 申請に対する 審査	一敷地内許可 建築物以外の 建築物の特例 許可申請手 料		1件	建築物（一 敷地内許可 建築物を除 く。以下こ の項におい て同じ。） の数が1で ある場合に あつては、 22万円、建 築物の数が 2以上で ある場合に あつては、 22万円に1 を超える建 築物の数に 2万8,000 円を乗じて 得た額を加 算した額

					建築物の数に 2万8,000 円を乗じて 得た額を加 算した額						
36～68の2 略						36～68の2 略					
69	都市の低炭素 化の促進に関 する法律（平 成24年法律第 84号。以下こ の項において 「法」とい う。）第53条 第1項の規定 に基づく低炭 素建築物新築 等計画の認定 の申請（当該 申請に併せ て、法第54条 第2項の規定 に基づく審査 の申出を行う 場合を除く。） に対する審査	低炭素建築物 新築等計画認 定申請手数料	(1) 一戸建て住宅 （非住宅部分を 有しないものに 限る。以下この 項及び次項にお いて同じ。）の 場合 ア 登録建築物 エネルギー消 費性能判定機 関（建築物の エネルギー消 費性能の向上 に関する法律 第15条第1項 に規定する登 録建築物エネ ルギー消費性 能判定機関を いう。）、登録	1 件	33,000円	69	都市の低炭素 化の促進に関 する法律（平 成24年法律第 84号。以下こ の項において 「法」とい う。）第53条 第1項の規定 に基づく低炭 素建築物新築 等計画の認定 の申請（当該 申請に併せ て、法第54条 第2項の規定 に基づく審査 の申出を行う 場合を除く。） に対する審査	低炭素建築物 新築等計画認 定申請手数料	(1) 一戸建て住宅 （非住宅部分を 有しないものに 限る。以下この 項及び次項にお いて同じ。）の 場合 ア 登録建築物 エネルギー消 費性能判定機 関（建築物の エネルギー消 費性能の向上 に関する法律 第15条第1項 に規定する登 録建築物エネ ルギー消費性 能判定機関を いう。）、登録	1 件	33,000円

住宅性能評価
 機関（住宅の
 品質確保の促
 進等に関する
 法律第5条第
 1項に規定す
 る登録住宅性
 能評価機関を
 いう。）又は
 指定確認検査
 機関（建築基
 準法第77条の
 21第1項に規
 定する指定確
 認検査機関を
 いう。）が当
 該低炭素建築
 物新築等計画
 が法第54条第
 1項各号に掲
 げる基準に適
 合しているこ
 とを証する書
 類（以下この
 項及び次項に
 おいて「適合

住宅性能評価
 機関（住宅の
 品質確保の促
 進等に関する
 法律第5条第
 1項に規定す
 る登録住宅性
 能評価機関を
 いう。）又は
 指定確認検査
 機関（建築基
 準法第77条の
 21第1項に規
 定する指定確
 認検査機関を
 いう。）が当
 該低炭素建築
 物新築等計画
 が法第54条第
 1項各号に掲
 げる基準に適
 合しているこ
 とを証する書
 類（以下この
 項及び次項に
 おいて「適合

			<p>分のみの場合 <u>次のアからウま</u> <u>での区分</u>に応じ て、それぞれ(ア) に掲げる申請に 係る住戸の数 に応じて規定す る金額に、共用 部分がある場合 は(イ)に掲げる申 請に係る共用部 分の面積の合計 の区分に応じて 規定する金額を 加算した額</p> <p>ア 適合証の提 出がないもの <u>で評価手法が</u> <u>性能基準であ</u> <u>るもの</u></p> <p>(ア) 住戸部分</p> <p>a 1戸の 1件 33,000円 場合</p> <p>b 1戸を 同 67,000円 超え5戸 以下</p>						<p>分のみの場合 次の<u>ア、イ</u>に応 じて、それぞれ (ア)に掲げる申請 に係る住戸の数 に応じて規定す る金額に、共用 部分がある場合 は(イ)に掲げる申 請に係る共用部 分の面積の合計 の区分に応じて 規定する金額を 加算した額</p> <p>ア 適合証の提 出がないもの</p> <p>(ア) 住戸部分</p> <p>a 1戸の 1件 33,000円 場合</p> <p>b 1戸を 同 67,000円 超え5戸 以下</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

c	5戸を 超え10戸 以下	同	94,000円
d	10戸を 超え25戸 以下	同	133,000円
e	25戸を 超え50戸 以下	同	191,000円
f	50戸を 超え100 戸以下	同	274,000円
g	100戸 を超え 200戸以 下	同	371,000円
h	200戸 を超え 300戸以 下	同	487,000円
i	300戸 を超える もの	同	572,000円
(イ) 共用部分			
a	300平 方メートル	同	106,000円

c	5戸を 超え10戸 以下	同	94,000円
d	10戸を 超え25戸 以下	同	133,000円
e	25戸を 超え50戸 以下	同	191,000円
f	50戸を 超え100 戸以下	同	274,000円
g	100戸 を超え 200戸以 下	同	371,000円
h	200戸 を超え 300戸以 下	同	487,000円
i	300戸 を超える もの	同	572,000円
(イ) 共用部分			
a	300平 方メートル	同	106,000円

	ル以内		
b	300平方メートルを超え	同	134,000円
	1,000平方メートル以内		
c	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	175,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内		
d	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	273,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内		
e	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	351,000円
	10,000平方メートル以内		
f	10,000平方メートル以内	同	420,000円

	ル以内		
b	300平方メートルを超え	同	134,000円
	1,000平方メートル以内		
c	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	175,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内		
d	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	273,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内		
e	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	351,000円
	10,000平方メートル以内		
f	10,000平方メートル以内	同	420,000円

				平方メートルを超え25,000				平方メートルを超え25,000		
				平方メートル以内				平方メートル以内		
				g 25,000 同	489,000円			g 25,000 同	489,000円	
				平方メートルを超えるもの				平方メートルを超えるもの		
				<u>イ 適合証の提出がないもの</u>						
				<u>で評価手法が仕様基準であるもの</u>						
				<u>㊦ 住戸部分</u>						
				<u>a 1戸の場合</u>	同	17,000円				
				<u>b 1戸を超え5戸以下</u>	同	32,000円				
				<u>c 5戸を超え10戸以下</u>	同	46,000円				
				<u>d 10戸を超え25戸以下</u>	同	66,000円				

e	25戸を 超え50戸 以下	同	<u>100,000円</u>
f	50戸を 超え100 戸以下	同	<u>152,000円</u>
g	100戸 を超え 200戸以 下	同	<u>216,000円</u>
h	200戸 を超え 300戸以 下	同	<u>280,000円</u>
i	300戸 を超える もの	同	<u>318,000円</u>
(イ)	共用部分	同	(2)のアの(イ) に掲げる区 分に応じた 金額
ウ	適合証の提 出があるもの		
(ア)	住戸部分		
a	1戸の 場合	同	4,000円

イ	適合証の提 出があるもの		
(ア)	住戸部分		
a	1戸の 場合	同	4,000円

b	1戸を同 超え5戸 以下	9,000円
c	5戸を同 超え10戸 以下	15,000円
d	10戸を同 超え25戸 以下	26,000円
e	25戸を同 超え50戸 以下	43,000円
f	50戸を同 超え100 戸以下	78,000円
g	100戸同 を 超 え 200戸以 下	124,000円
h	200戸同 を 超 え 300戸以 下	156,000円
i	300戸同 を 超 える もの	167,000円

b	1戸を同 超え5戸 以下	9,000円
c	5戸を同 超え10戸 以下	15,000円
d	10戸を同 超え25戸 以下	26,000円
e	25戸を同 超え50戸 以下	43,000円
f	50戸を同 超え100 戸以下	78,000円
g	100戸同 を 超 え 200戸以 下	124,000円
h	200戸同 を 超 え 300戸以 下	156,000円
i	300戸同 を 超 える もの	167,000円

(イ) 共用部分		
a 300平方メートル以内	同	9,000円
b 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	16,000円
c 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	26,000円
d 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	78,000円
e 5,000平方メートルを超え10,000	同	124,000円

(イ) 共用部分		
a 300平方メートル以内	同	9,000円
b 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	16,000円
c 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	26,000円
d 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	78,000円
e 5,000平方メートルを超え10,000	同	124,000円

			平方メートル以内 f 10,000 同		156,000円				平方メートル以内 f 10,000 同		156,000円
			平方メートルを超え25,000						平方メートルを超え25,000		
			平方メートル以内 g 25,000 同		196,000円				平方メートル以内 g 25,000 同		196,000円
			平方メートルを超えるもの						平方メートルを超えるもの		
			(3)及び(4) 略						(3)及び(4) 略		
70	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅の場合 ア 適合証の提出がないもので評価手法が性能基準であるもの イ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様基準であるもの ウ 適合証の提出がないもの	1 件 同 同	16,500円 8,500円 2,000円	70	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅の場合 ア 適合証の提出がないもの イ 適合証の提出がないもの	1 件 同 同	16,500円 8,500円 2,000円

第55条第2項
 において準用
 する法第54条
 第2項の規定
 に基づく審査
 の申出を行
 う場合を除
 く。) に対す
 る審査

出があるもの
 (2) 共同住宅等の
 住棟全体の場合
 又は複合建築物
 の住宅部分のみ
 の場合 次のア
 からウまでの区
 分に応じて、そ
 れぞれ、住戸部
 分に計画変更が
 ある場合は(ア)に
 掲げる計画変更
 に係る住戸の数
 の合計の区分に
 応じて規定する
 金額に、共用部
 分に計画変更が
 ある場合は(イ)に
 掲げる計画変更
 に係る共用部分
 の面積の区分に
 応じて規定する
 金額を加算した
 額
 ア 適合証の提
 出がないもの

第55条第2項
 において準用
 する法第54条
 第2項の規定
 に基づく審査
 の申出を行
 う場合を除
 く。) に対す
 る審査

出があるもの
 (2) 共同住宅等の
 住棟全体の場合
 又は複合建築
 物の住宅部分の
 みの場合 次の
 ア、イに 応じ
 て、それぞれ、
 住戸部分に計画
 変更がある場合
 は(ア)に掲げる計
 画変更に係る住
 戸の数の合計の
 区分に応じて規
 定する金額に、
 共用部分に計画
 変更がある場合
 は(イ)に掲げる計
 画変更に係る共
 用部分の面積の
 区分に応じて規
 定する金額を加
 算した額
 ア 適合証の提
 出がないもの

で評価手法が
性能基準であ
るもの

(ア) 住戸部分		
a 1戸の 場合	1件	16,500円
b 1戸を 超え5戸 以下	同	33,500円
c 5戸を 超え10戸 以下	同	47,000円
d 10戸を 超え25戸 以下	同	66,500円
e 25戸を 超え50戸 以下	同	95,500円
f 50戸を 超え100 戸以下	同	137,000円
g 100戸 を超え 200戸以 下	同	185,500円
h 200戸	同	243,500円

(ア) 住戸部分		
a 1戸の 場合	1件	16,500円
b 1戸を 超え5戸 以下	同	33,500円
c 5戸を 超え10戸 以下	同	47,000円
d 10戸を 超え25戸 以下	同	66,500円
e 25戸を 超え50戸 以下	同	95,500円
f 50戸を 超え100 戸以下	同	137,000円
g 100戸 を超え 200戸以 下	同	185,500円
h 200戸	同	243,500円

			を 超 え 300 戸 以 下					を 超 え 300 戸 以 下		
	i	300 戸 同	を 超 え る もの	286,000円				i	300 戸 同	286,000円
	(イ)	共用部分 同		計画変更 に係る床面 積の合計 の2分の1 の面積 (床面積 が増加す る場合に あっては 、これに 当該増加 する床面 積を加算 した面積) について 、前項 (2)のア の(イ)に 掲げる区 分に応じ た金額				(イ)	共用部分 同	計画変更 に係る床面 積の合計 の2分の1 の面積 (床面積 が増加す る場合に あっては 、これに 当該増加 する床面 積を加算 した面積) について 、前項 (2)のア の(イ)に 掲げる区 分に応じ た金額
	イ	適合証の提出がないもので評価手法が								

<u>仕様基準であるもの</u>		
<u>(7) 住戸部分</u>		
a	<u>1戸の場合</u> 同	<u>8,500円</u>
b	<u>1戸を超え5戸以下</u> 同	<u>16,000円</u>
c	<u>5戸を超え10戸以下</u> 同	<u>23,000円</u>
d	<u>10戸を超え25戸以下</u> 同	<u>33,000円</u>
e	<u>25戸を超え50戸以下</u> 同	<u>50,000円</u>
f	<u>50戸を超え100戸以下</u> 同	<u>76,000円</u>
g	<u>100戸を超え200戸以下</u> 同	<u>108,000円</u>
h	<u>200戸を超え</u> 同	<u>140,000円</u>

300戸以

下

i 300戸 同 159,000円

を超える

もの

(イ) 共用部分 同

計画変更

に係る床面積

の合計の2

分の1の面

積(床面積

が増加する

場合にあっ

ては、これ

に当該増加

する床面積

を加算した

面積)につ

いて、前項

(2)のイの(イ)

に掲げる区

分に応じた

金額

ウ 適合証の提

出があるもの

(イ) 住戸部分

a 1戸の 同 2,000円

イ 適合証の提

出があるもの

(イ) 住戸部分

a 1戸の 同 2,000円

場合		
b 1戸を同	4,500円	
超え5戸		
以下		
c 5戸を同	7,500円	
超え10戸		
以下		
d 10戸を同	13,000円	
超え25戸		
以下		
e 25戸を同	21,500円	
超え50戸		
以下		
f 50戸を同	39,000円	
超え100		
戸以下		
g 100戸同	62,000円	
を 超 え		
200戸以		
下		
h 200戸同	78,000円	
を 超 え		
300戸以		
下		
i 300戸同	83,500円	
を 超 える		

場合		
b 1戸を同	4,500円	
超え5戸		
以下		
c 5戸を同	7,500円	
超え10戸		
以下		
d 10戸を同	13,000円	
超え25戸		
以下		
e 25戸を同	21,500円	
超え50戸		
以下		
f 50戸を同	39,000円	
超え100		
戸以下		
g 100戸同	62,000円	
を 超 え		
200戸以		
下		
h 200戸同	78,000円	
を 超 え		
300戸以		
下		
i 300戸同	83,500円	
を 超 える		

			もの (イ) 共用部分	同	計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する場合には、これに当該増加する床面積を加算した面積）について、前項(2)の <u>イ</u> の(イ)に掲げる区分に応じた金額
(3)及び(4) 略					
71～73 略					
74	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」と	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) <u>一戸建て住宅（非住宅部分）を有しないものに限る。以下この項から76の項までにおいて同</u>		

			もの (イ) 共用部分	同	計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する場合には、これに当該増加する床面積を加算した面積）について、前項(2)の <u>イ</u> の(イ)に掲げる区分に応じた金額
(3)及び(4) 略					
71～73 略					
74	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」と	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) <u>一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合</u>		

いう。) 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第35条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査

じ。) の場合
ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関において当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
（以下この項から76の項までにおいて「適合証」と

いう。) 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第35条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関において当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
（以下この項から76の項までにおいて「適合証」と

				いう。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この項及び75の項において「評価書」という。)の写しの添付があるもの				いう。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この項及び75の項において「評価書」という。)の写しの添付があるもの			
				㊦ 200平方メートル未満	1件	4,000円		㊦ 200平方メートル未満	1件	4,000円	
				㊧ 200平方メートル以上	同	4,000円		㊧ 200平方メートル以上	同	4,000円	
				イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので <u>評価手法が性能基準であるもの</u>				イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの			

			(ア) 200平方メートル未満	同	30,000円			(ア) 200平方メートル未満	同	30,000円
			(イ) 200平方メートル以上	同	33,000円			(イ) 200平方メートル以上	同	33,000円
			ウ <u>適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの</u>							
			(ア) 200平方メートル未満	同	15,000円					
			(イ) 200平方メートル以上	同	16,000円					
			(2) <u>共同住宅等（一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項から76の項までにおいて同じ。）</u> の場合					(2) <u>共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいい、住宅の共用部を含む。以下この項から76の項ま</u>		

でにおいて同
じ。)で評価手
法が性能基準の
場合

ア 適合証又は
評価書の写し
の添付がある
もの
 (ア) 300平方メートル未
満 1件 8,000円
 (イ) 300平方メートル以
上2,000平方メートル未
満 同 17,000円
 (ウ) 2,000平方メートル以
上5,000平方メート
ル未満 同 39,000円
 (エ) 5,000平方メートル以
上 同 71,000円
 イ 適合証又は
評価書の写し

ア 適合証又は
評価書の写し
の添付がある
もの
 (ア) 300平方メートル未
満 1件 8,000円
 (イ) 300平方メートル以
上2,000平方メートル未
満 同 17,000円
 (ウ) 2,000平方メートル以
上5,000平方メート
ル未満 同 39,000円
 (エ) 5,000平方メートル以
上 同 71,000円
 イ 適合証又は
評価書の写し

				の添付がない もので <u>評価手 法が性能基準 であるもの</u>				の添付がない もの	
				(ケ) 300平方 メートル未 満	同	61,000円		(ケ) 300平方 メートル未 満	同 61,000円
				(イ) 300平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満	同	102,000円		(イ) 300平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満	同 102,000円
				(ウ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー トル未満	同	174,000円		(ウ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー トル未満	同 174,000円
				(エ) 5,000平 方メートル 以上	同	249,000円		(エ) 5,000平 方メートル 以上	同 249,000円
				ウ <u>適合証又は 評価書の写し の添付がない もので評価手 法が仕様基準 であるもの</u>					

定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法第35条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査	メートル未満	(イ) 200平方メートル以上	同	2,000円	定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法第35条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査	メートル未満	(イ) 200平方メートル以上	同	2,000円
	イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので <u>評価手法が性能基準であるもの</u>					イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの			
	(ウ) 200平方メートル未満	(ウ) 200平方メートル未満	同	15,000円		同	15,000円		
	(イ) 200平方メートル以上	(イ) 200平方メートル以上	同	16,500円		同	16,500円		
	ウ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので <u>評価手法が仕様基準であるもの</u>	(ウ) 200平方メートル未満	同	7,500円					

	(イ) 200平方メートル以上	同	8,000円			
(2) 共同住宅等の場合					(2) 共同住宅等で評価手法が性能基準の場合	
ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの					ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの	
(ア) 300平方メートル未満	1件		4,000円		(ア) 300平方メートル未満	1件 4,000円
(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同		8,500円		(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同 8,500円
(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同		19,500円		(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同 19,500円
(エ) 5,000平方メートル以上	同		35,500円		(エ) 5,000平方メートル以上	同 35,500円

			<p>法が仕様基準 であるもの</p>								
			<p>(ア) 300平方 メートル未 満</p>	同	14,500円						
			<p>(イ) 300平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満</p>	同	25,000円						
			<p>(ウ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー トル未満</p>	同	45,500円						
			<p>(エ) 5,000平 方メートル 以上</p>	同	69,000円						
備考 略			(3)~(6) 略				備考 略		(3)~(6) 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の14の項、18の項及び21の項の次に1項を加える改正部分並びに19の項及び33の項から35の3の項までの改正部分については、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）及び建築物エネルギー

消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第2号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。